

科研費制度の概要

科研費制度とは①

- 全国の大学や研究機関において、様々な研究活動が行われています。**科研費は、こうした研究活動に必要な資金を研究者に助成するしくみの一つで、人文・社会科学から自然科学までのすべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる独創的・先駆的な学術研究を対象としています。**
- 研究活動には、研究者が比較的自由に行うものから、あらかじめ重点的に取り組む分野や目標を定めてプロジェクトとして行われるもの、具体的な製品開発に結びつけるためのものなど、様々な形態があります。
こうしたすべての研究活動のはじまりは、研究者の自由な発想に基づいて行われる学術研究にあります。科研費はすべての研究活動の基盤となる学術研究を幅広く支えることにより、科学の発展の種をまき芽を育てる上で、大きな役割を有しています。

(波及効果)

- ・新たな知の創造、知的資産の形成
- ・研究活動の活性化 等

(留意点)

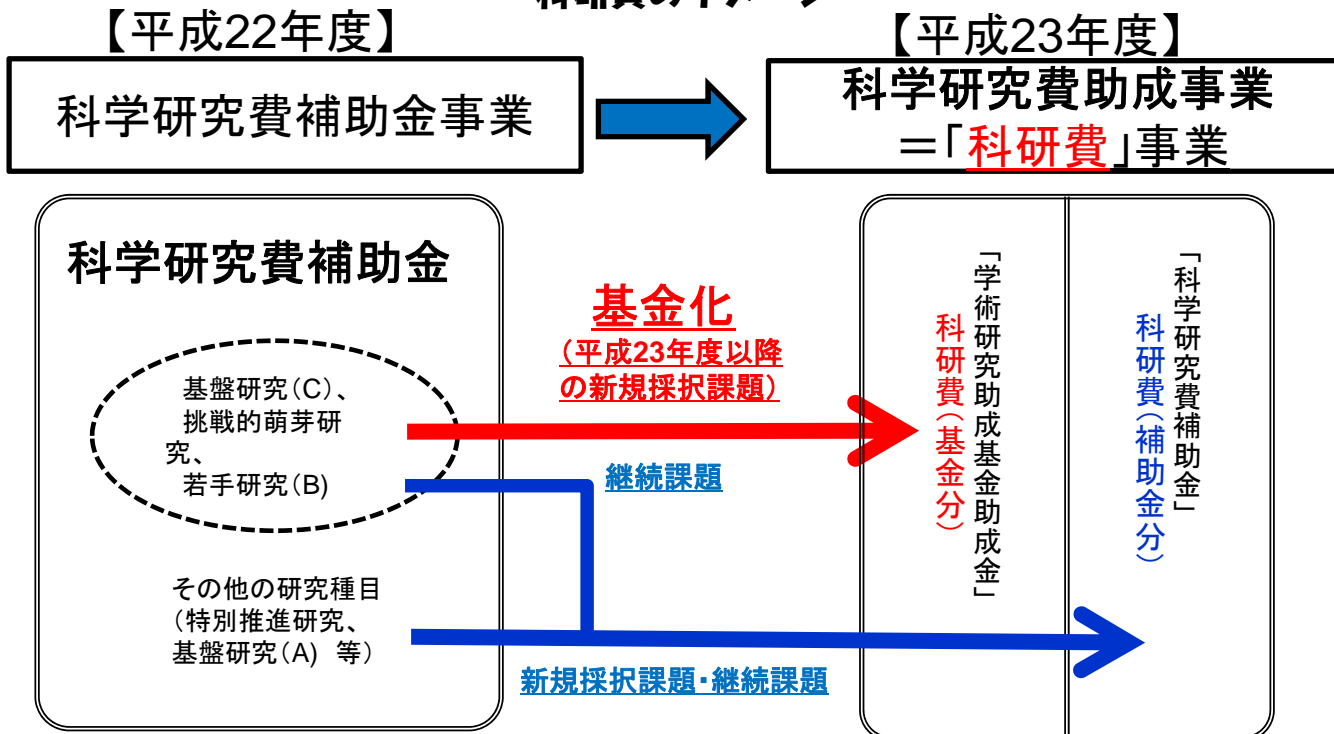
- 研究の実施に必要な経費を助成
- × 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画(公募要領参照)

科研費制度とは②

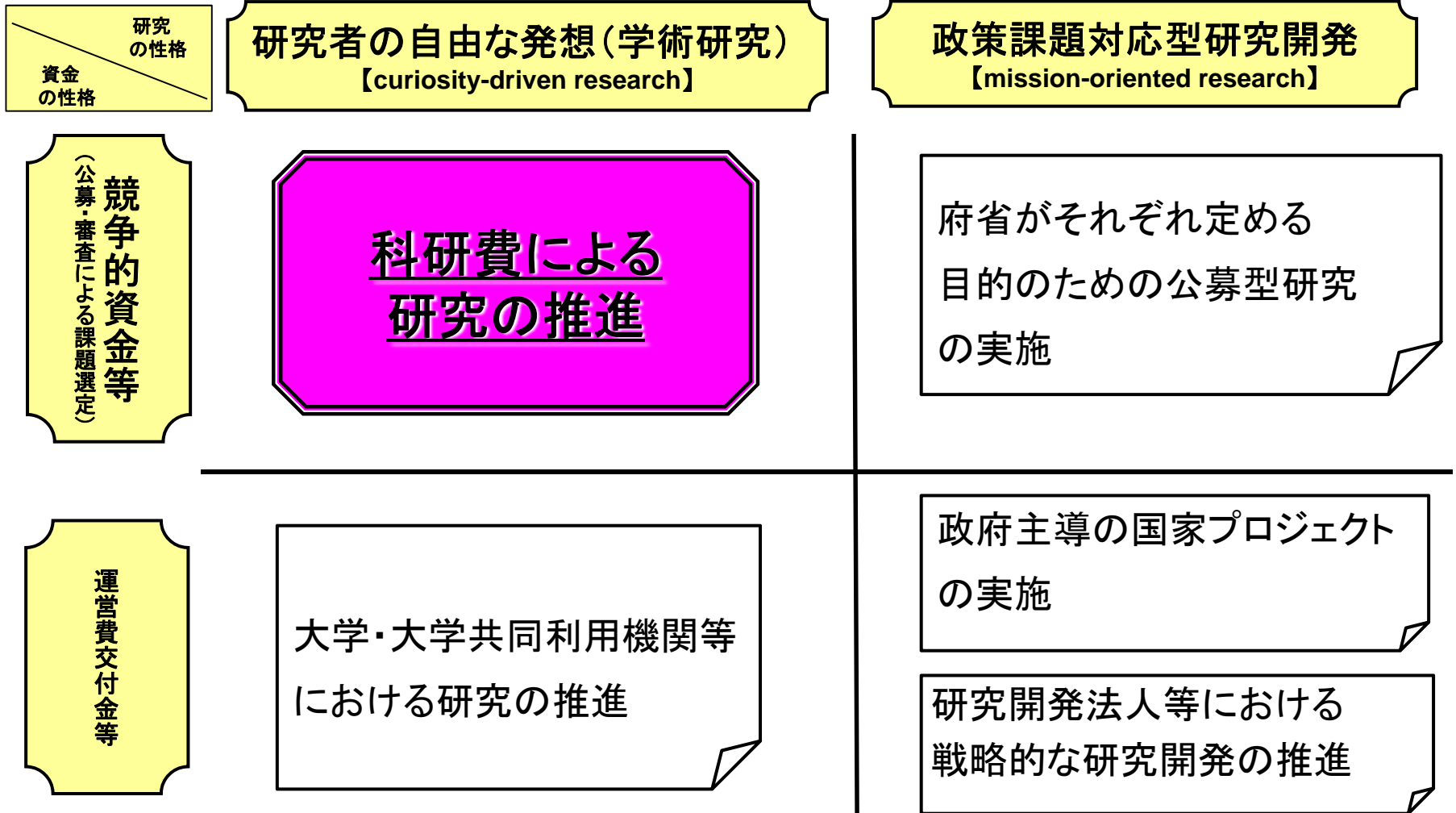
○平成23年度から、一部について、日本学術振興会に創設される「学術研究助成基金」から研究費(学術研究助成基金助成金)の助成が行われます。今後は、学術研究助成基金助成金と科学研究費補助金による「科学研究費助成事業」を「科研費」として取り扱うこととなります。なお、これまでと「科研費」の目的・性格を変えるものではありません。

(※) 今後は、学術研究助成基金助成金と科学研究費補助金による「科学研究費助成事業」を「科研費」として取り扱うこととし、学術研究助成基金助成金を「科研費(基金分)」、科学研究費補助金を「科研費(補助金分)」と呼ぶこととします。

～科研費のイメージ～



我が国の科学技術・学術振興方策における「科研費」の位置付け



※科研費は、研究者からの研究計画の申請に基づき、厳正な審査を経た上で採否が決定されます。このような研究費制度は「競争的資金」と呼ばれています。

科研費は、政府全体の競争的資金の5割以上を占める我が国最大規模の研究助成制度です。(平成23年度予算額2,633億円)

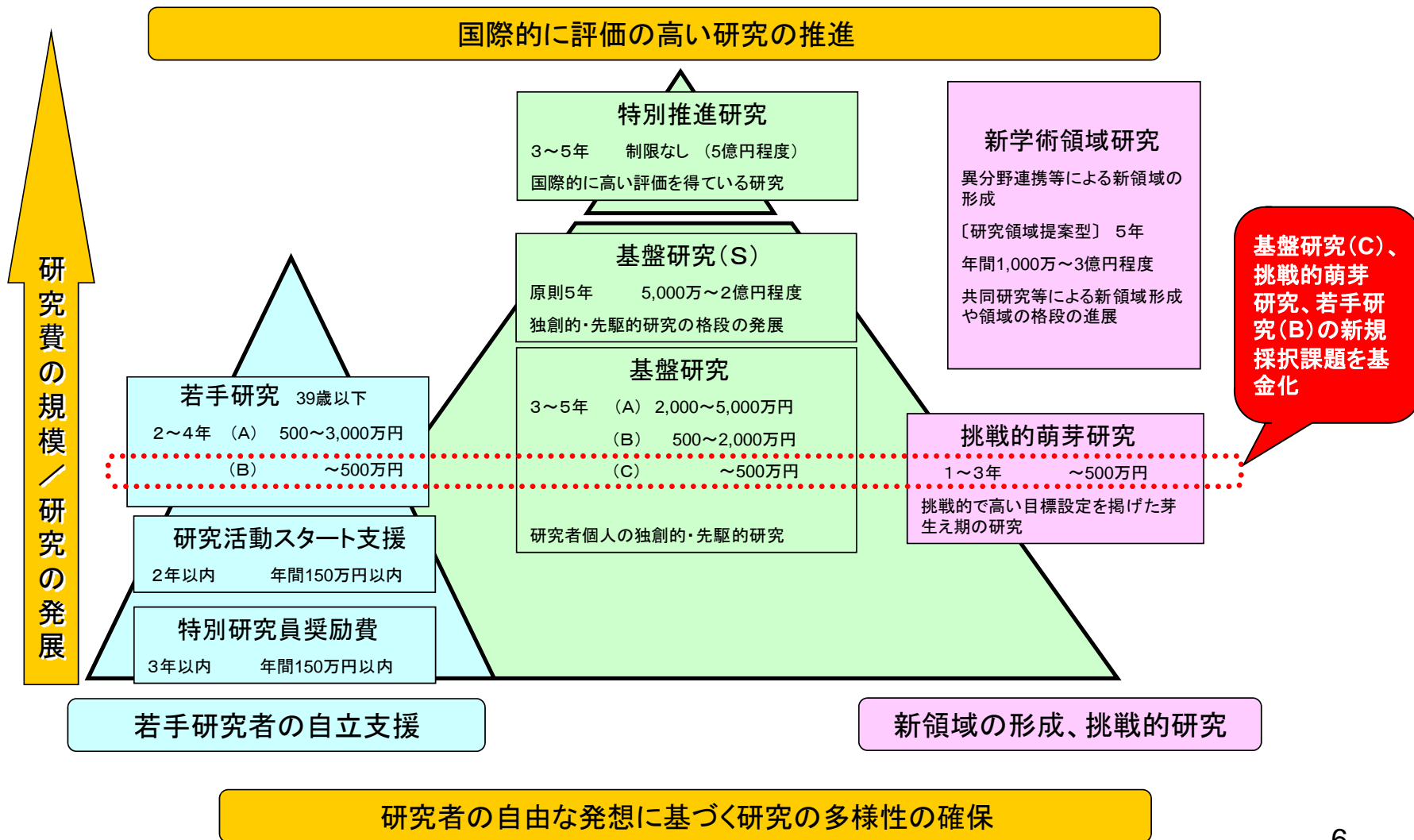
「科研費」の研究種目一覧(平成23年度)

研究種目等	研究種目の目的・内容	分担	基金化
科学研究費			
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究 (期間3~5年、1課題5億円程度を目安とするが、制限は設けない)	学振	
特定領域研究 (継続のみ)	我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取組が必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る (期間3~6年、単年度当たりの目安1領域 2千万円~6億円程度)	文科省	
新学術領域研究	(研究領域提案型) 研究者又は研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成等の取り組みを通じて発展させることを目的とする(期間5年、単年度当たりの目安1領域 1千万円~3億円程度) (研究課題提案型)(継続のみ) 確実な研究成果が見込めるとは限らないものの、当該研究課題が進展することにより、学術研究のブレークスルーをもたらす可能性のある、革新的・挑戦的な研究(期間3年、単年度当たり1千万円程度)	文科省	
基盤研究	(S) 1人又は比較的少人数で行う独創的・先駆的な研究(期間 原則5年、1課題5,000万円以上2億円程度まで) (A)(B)(C) 研究者1人又は複数研究者が共同で行う独創的・先駆的な研究(期間3~5年) (申請総額によりA・B・Cに区分) (A) 2,000万円以上5,000万円以下 (B) 500万円以上2,000万円以下 (C) 500万円以下	学振	基盤C H23新規
挑戦的萌芽研究	独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究(期間1~3年、1課題 500万円以下)	学振	H23新規
若手研究	(S)(継続のみ)42歳以下の研究者が一人で行う研究(期間5年、概ね3,000万円以上1億円程度) (A)(B) 39歳以下の研究者が一人で行う研究 (期間2~4年、申請総額によりA・Bに区分) (A)500万円以上3,000万円以下 (B) 500万円以下	学振	若手B H23新規
研究活動スタート支援 ※	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が1人で行う研究 (期間2年以内、単年度当たり150万円以下)	学振	
奨励研究	教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が1人で行う研究 (期間1年、1課題 100万円以下)	学振	
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成	文科省	
研究成果公開促進費			
研究成果公開発表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成	文科省	
学術定期刊行物	学会又は、複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するために定期的に刊行する学術誌の助成	学振	
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成	学振	
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、学術情報システム等を通じ公開利用を目的とするものの助成	学振	
特別研究員奨励費	日本学術振興会の特別研究員(外国人特別研究員を含む。)が行う研究の助成(期間3年以内)	学振	
学術創成研究費 (継続のみ)	科学研究費補助金等による研究のうち特に優れた研究分野に着目し、当該分野の研究を推進する上で特に重要な研究課題を選定し、創造性豊かな学術研究の一層の推進を図る(推薦制 期間5年)	学振	

※ 基盤研究(C)・挑戦的萌芽研究・若手研究(B)のH23新規採択課題は「基金化」対象。継続課題は補助金による助成。

研究種目の構成

注:平成23年度新規募集研究種目



科研費(学術研究助成基金助成金)

学術研究助成基金助成金とは

○国から交付される補助金により日本学術振興会に造成される「学術研究助成基金」から助成する研究費のことです。

学術研究助成基金助成金の運用は

- 文部科学省から示される「運用基本方針」に従って運用します。
- ・研究費の複数年度にわたる使用を可能とし、研究費の効果的・効率的な執行を図る。
 - ・研究機関は、研究者が助成金を柔軟に使用できるようにするとともに、適正に執行するために必要な規程等を定め適切に管理する。
 - ・学術研究助成基金助成金は、科学研究費補助金と一体的に運用する。
 - ・基金の運用開始5年以内に、基金の執行状況及び成果等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

研究費の執行面での主な変更点は

- 研究費の執行面で主に以下の点が可能になります。
- ・研究の進展に応じた研究費の前倒し請求・使用^(注1)
 - ・事前の手続きを要しない、次年度における研究費の使用^(注2)
 - ・会計年度をまたいだ物品調達や旅費の支払い など

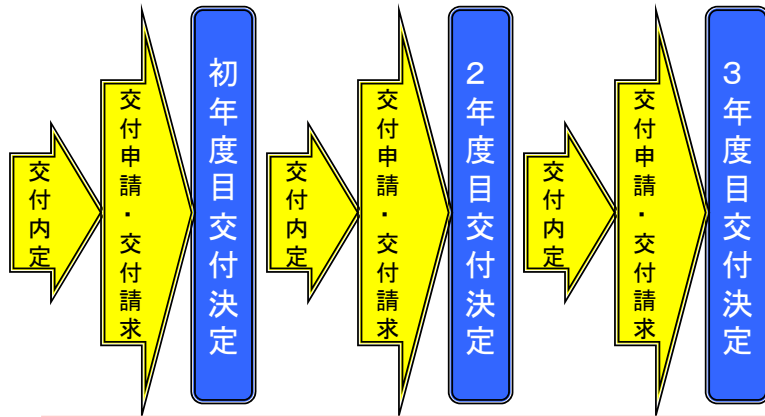
(注1) 交付決定額の範囲内での当該年度使用額の変更。研究期間の短縮はできません。

(注2) 最終年度の翌年度に使用する場合は事前承認(研究期間の延長手続)が必要です。

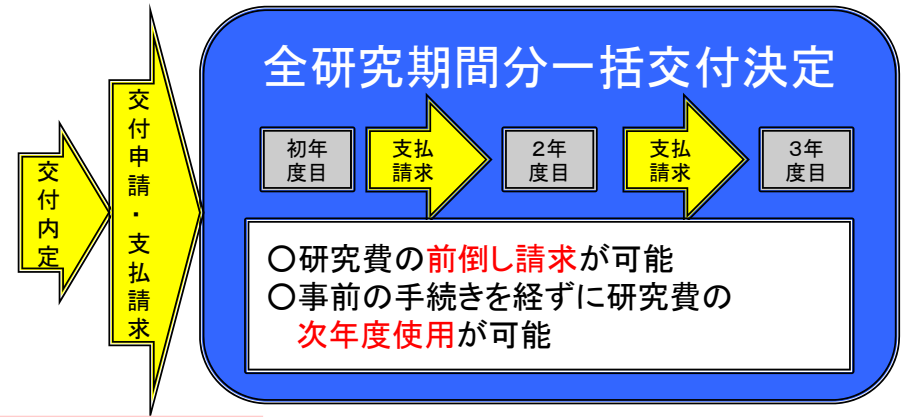
科研費の基金化に伴う変更点(補助金と助成金の相違)等のイメージ①

◎交付手続きの相違点

【補助金分】

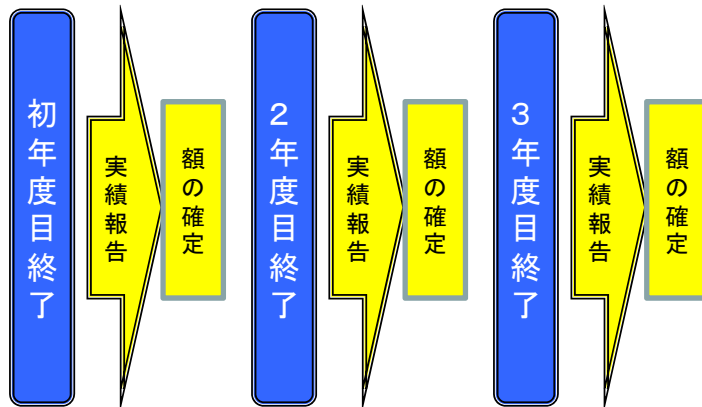


【基金分】



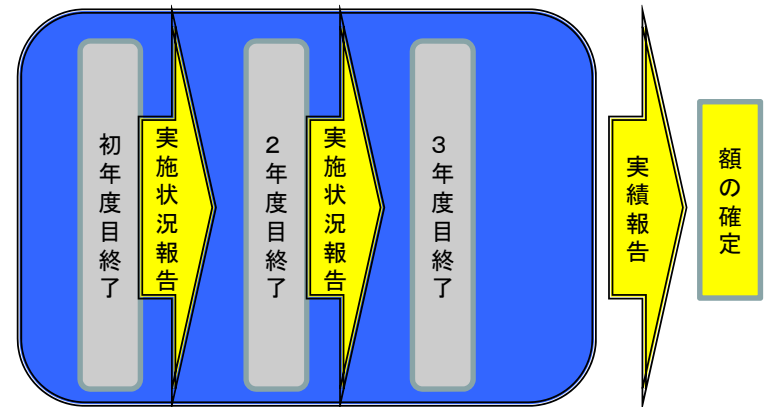
◎会計年度終了後、補助事業期間終了後手続きの相違点

【補助金分】



- 毎年度補助金の額を精算し、未使用分は返還
- 次年度使用には毎年度繰越手続が必要
(未使用分は、一旦返納が必要)

【基金分】



- 最終年度は、助成金の額を精算し、未使用分は返還
- 最終年度は、次年度使用には補助事業期間の延長手続が必要(未使用分は、一旦返納が不要)

科研費の基金化に伴う変更点(補助金と助成金の相違)等のイメージ②

◎研究の進展に応じた研究費の柔軟な執行が可能に

研究が予定以上に進展したため、次年度以降に実施予定の〇〇実験の予備実験の着手を本年度(2年目)に前倒して実施

【研究費の前倒し】

本年度実施予定の〇〇解析が、他の研究グループの発表内容を踏まえ、解析手法の見直しが必要となったため、本年度は手法の再考期間とし、解析は来年度に実施

【研究費の次年度使用】

(※)研究費の前倒しや次年度使用については研究の進展に応じた柔軟な執行が可能であり、繰越手続と異なり、理由は限定されていない。

【当初計画】

(1年目)	(2年目)	(3年目)
100万円	100万円	100万円



【変更後計画】

(1年目)	(2年目)	(3年目)
100万円	150万円 ←	50万円

前倒し執行には、前倒し請求の手続きが必要です。

【当初計画】

(1年目)	(2年目)	(3年目)
100万円	100万円	100万円



【変更後計画】

(1年目)	(2年目)	(3年目)
100万円	50万円	150万円 →

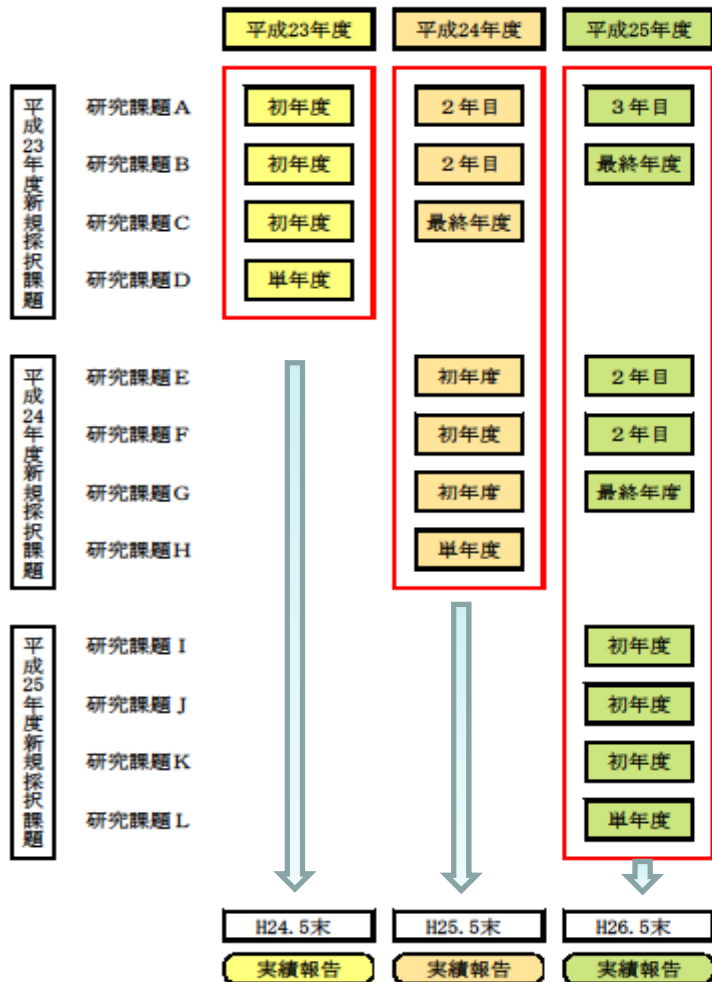
次年度使用の状況は、実施状況報告書で報告が必要です。

科研費の基金化に伴う変更点(補助金と助成金の相違)等のイメージ③

◎科研費の管理上の留意点

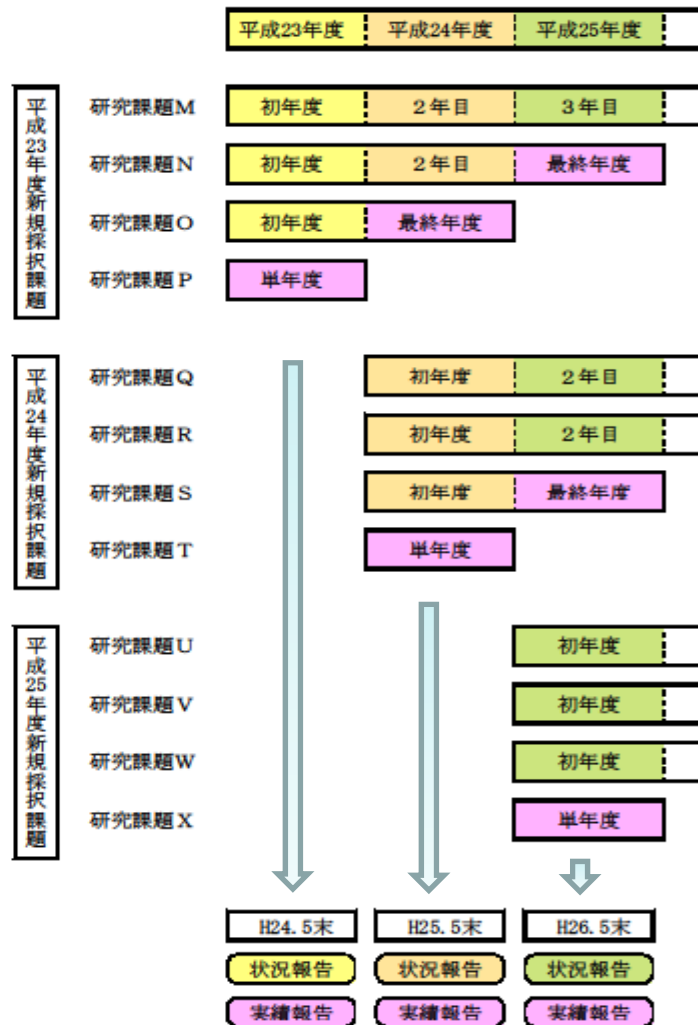
【補助金分】

会計年度ごとでの一括管理



【基金分】

補助事業ごとでの個別管理



基金化後の科研費のイメージ

- 研究費は基本的に各年度の計画に沿って支給される。
継続分の支払は早くなる(年度当初に支払)。
- 研究の進展に応じて、年度計画よりも早く、研究費を前倒して請求することができる。
- 毎年度の報告はこれまでと同様行う。使い残しがあっても事後報告とすればよく、事前の繰り越し手続きはなくなる。
- 残額は翌年度に使えるし、年度をまたいだ執行も問題ないので、年度末の駆け込み執行の必要はなく、年度末の物品発注なども自由。
- 最終年度に残額が生じた場合、研究期間の1年間の延長を申請することができる。その際には重複受給の制限はかからない。

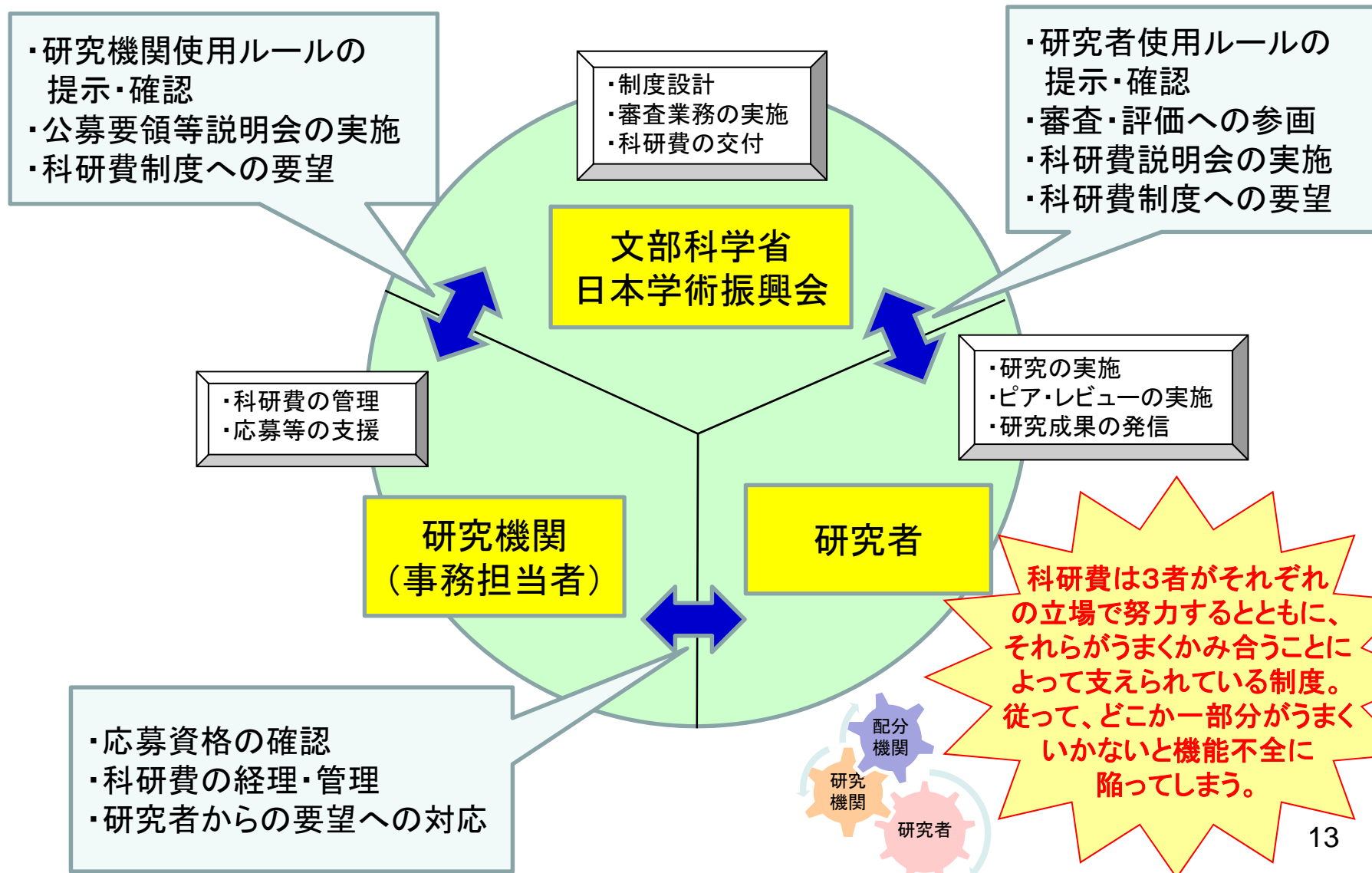
科研費に関するルール

◆ 科研費には、次の3つのルールがあります。

(日本学術振興会)

区 分	規程等	内 容	関係法令等
応募ルール	日本学術振興会公募要領	応募・申請に関する取扱を定めたもの	独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助金の交付等の手続きに関する業務について(文科省通知)
評価ルール	科学研究費補助金(基盤研究等)における審査及び評価に関する規程	事前評価(審査)・研究進捗評価等の評価体制や評価方法・基準等を定めたもの	「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助金の審査の基本的考え方」について(文科省通知)
使用ルール	<p>【研究者向け】 補助条件(交付条件)</p> <p>【研究機関向け】 科学研究費助成事業(科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金)の使用について各研究機関が行うべき事務等</p>	交付された科研費の使用に関する取扱を定めたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律・法律施行令 ・独立行政法人日本学術振興会法 ・科学研究費補助金取扱規程 ・競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針 ・科学研究費助成事業(科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金)取扱要領 ・科学研究費補助金(基盤研究等)交付要綱 ・学術研究助成基金補助金交付要綱 ・学術研究助成基金の運用基本方針

科研費における3者の関係と役割



基盤研究等の公募から内定までの流れ(H23年度分)

※「基盤研究等」……「基盤研究(A・B・C)」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究(A・B)」

